

九州大学大学院医学研究院等動物実験委員会内規

(設置)

第1条 九州大学大学院医学研究院、九州大学病院（九州大学大学院歯学研究院等動物実験委員会内規第1条に規定する診療科及び中央診療施設を除く。）及び先端医療オープンイノベーションセンター（以下「医学研究院等」という。）に、九州大学動物実験規則（平成26年度九大規則第129号。以下「規則」という。）第8条及び九州大学動物実験委員会規程（平成16年度九大規程195号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、九州大学大学院医学研究院等動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画及び承認を得た動物実験の変更について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、事前審査を行い、その結果を、医学研究院等の長に報告すること。
- (2) 実験動物の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に配慮すること。
- (3) 動物実験等において、感染、環境汚染その他の事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故の経緯、事後の処理等について、医学研究院等の長に報告すること。
- (4) 動物実験の実施について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、自己点検・評価を行い、その結果を、医学研究院等の長及び九州大学動物実験委員会に報告すること。
- (5) その他医学研究院等における適切な実験動物の飼養保管及び動物実験等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学研究院動物実験施設長
- (2) 規則第9条に規定する医学研究院等の部局動物実験主任者
- (3) 医学研究院の教授のうちから選ばれた者 2人（基礎系・臨床系教授 各1人）
- (4) 医学研究院の准教授、講師、助教及び准助教のうちから選ばれた者 1人
- (5) 病院の准教授、講師及び助教のうちから選ばれた者 1人
- (6) 先端医療オープンイノベーションセンターの教員のうちから選ばれた者 1人
- (7) 実験動物技術者 1人
- (8) その他委員会が必要と認める者 若干人

2 前項第3号から第8号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、医学研究院長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、医学研究院動物実験施設長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(動物実験等の事前調査)

第7条 委員会は、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に基づき、速やかに、事前
審査を開始しなければならない。

2 委員は、自ら動物実験責任者となる計画の事前審査に加わるができない。
(小委員会)

第8条 委員会の活動を迅速、円滑にするため、委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の名称及び組織運営については、委員会が定める。
(事務)

第9条 委員会に関する事務は、病院事務部研究支援課の協力を得て、医系学部等事務部学術協力課に
おいて処理する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年7月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年10月10日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。